

京都市宝が池公園運動施設条例の全部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第57号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課及び教育委員会事務局体育健康教育室）

次のとおり、京都市宝が池公園運動施設（以下「運動施設」といいます。）について、必要な措置を講じることとしました。

#### 1 こども体育館の設置

次のとおり、小学校の児童及び中学校の生徒を対象とした体育館を設置することとします。

構 造 鉄筋鉄骨コンクリート造一部鉄骨造平家建て

床 面 積 1,373.87平方メートル

開館予定日 平成18年4月1日

#### 2 事業の明確化

運動施設において、スポーツのための施設の提供等の事業を行うことを明確にします。

#### 3 指定管理者による管理

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に球技場及びテニスコートの管理を行わせることとします。

#### 4 利用料金の収受

運動施設の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を指定管理者に収受させるために必要な事項を定めることとします。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市宝が池公園運動施設条例の全部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第57号

京都市宝が池公園運動施設条例の全部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の全部を次のように改正する。

京都市宝が池公園運動施設条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 球技場及びテニスコート（第3条～第11条）

第3章 スポーツ広場及びこども体育館（第12条～第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 宝が池公園に都市公園法第2条第2項に規定する運動施設を次のように設置する。

名 称 京都市宝が池公園運動施設

位 置 京都市左京区松ヶ崎東池ノ内町2番地

（事業）

第2条 京都市宝が池公園運動施設（以下「運動施設」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第2章 球技場及びテニスコート

(指定管理者による管理)

第3条 運動施設の球技場、テニスコート及び構内地（以下「球技場等」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 球技場等の供用に係る業務
- (2) 球技場等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用日及び供用時間)

第4条 球技場及びテニスコートの供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 球技場又は球技場周辺区域（球技場の周辺の構内地で市長が指定する区域をいう。以下同じ。）を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金等)

第6条 球技場又は球技場周辺区域の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 球技場に係る利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる利用時間の区分を超えて、球技場を利用する場合の利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 球技場周辺区域に係る利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(利用料金の還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用の許可)

第9条 テニスコート又はテニスコート周辺区域（テニスコートの周辺の構内地で市長が指定する区域をいう。以下同じ。）を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 テニスコート又はテニスコート周辺区域の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

(1) テニスコートに係る使用料 別表第5に掲げる額

(2) テニスコート周辺区域に係る使用料 別表第4に掲げる額の範囲内において別に定める額

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用者は、電気、ガス又は水道を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。

(特別の設備)

第11条 利用者又は使用者は、利用し、又は使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者又は使用者の負担において、必要な

設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

### 第3章 スポーツ広場及びこども体育館

(供用日及び供用時間)

第12条 少年スポーツ広場及びこども体育館(以下「広場等」という。)の供用日及び供用時間は、別表第6のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用資格)

第13条 広場等を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内の小学校(小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)及び中学校(中等教育学校の前期課程及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)
- (2) 本市の区域内において、小学校の児童又は中学校の生徒を対象とするスポーツ活動を行う団体であって、教育委員会が適当と認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

(使用の許可)

第14条 広場等を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

### 第4章 雑則

(京都市都市公園条例の適用)

第15条 運動施設に対する京都市都市公園条例の適用については、同条例第13条中「この条例」とあるのは、「この条例及び京都市宝が池公園運動施設条例」とする。

(委任)

第16条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 球技場又はその構内地の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に球技場及びその構内地の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条、第9条又は第14条
第6条第1項	第11条第1項

別表第1（第4条関係）

区分	供用日	供用時間
球技場	1月5日から12月27日	午前9時から午後5時まで
テニスコート	まで	午前9時から午後9時まで

別表第2 (第6条関係)

区 分			利 用 料 金					
			午 前		午 後		全 日	
			ア	イ	ア	イ	ア	イ
球技場	アマチ ュアス ポーツ	入場料を 徴収しな い場合	円 24,000	円 18,000	円 32,000	円 24,000	円 56,000	円 42,000
		入場料を 徴収する 場合	30,000	23,000	40,000	31,000	70,000	54,000
	その他	入場料を 徴収しな い場合	73,000	55,000	96,000	74,000	169,000	129,000
		入場料を 徴収する 場合	92,000	70,000	121,000	92,000	213,000	162,000
付 属 設 備			別に定める。					

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義でするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

3 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

4 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表に掲げる額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額とする。

5 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、そのつど別に定める。

別表第3 (第6条関係)

区 分		利用料金 (午後 1 時間につき)	
		ア	イ
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	10,000	7,000
	入場料を徴収する場合	12,000	10,000
そ の 他	入場料を徴収しない場合	29,000	22,000
	入場料を徴収する場合	37,000	29,000

備考1 「午後」とは、正午から午後7時までをいう。

2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

3 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

4 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。

別表第4 (第6条及び第10条関係)

区 分	単 位	金 額
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,000
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,200
広告その他	別に定める。	

別表第5 (第10条関係)

区 分	使用料 (1面1時間につき)	
	ア	イ
テニスコート	1,700	1,300



備考 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄は、その他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

別表第6（第12条関係）

区 分	供 用 日	供 用 時 間
少 年 ス ポ ー ツ 広 場	1月5日から12月27日	午前6時から午後7時まで
こ だ も 体 育 館	まで	午前9時から午後7時まで

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課及び教育委員会事務局体育健康教育室)